

---

◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者からの説明を求めます。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている各事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成26年11月26日提出。白老町長。

次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき白老町議会議会条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成26年11月21日専決。白老町長。

平成26年度白老町一般会計補正予算（第6号）。

平成26年度白老町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出とそれぞれ963万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億7,695万6,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして4ページ、5ページの歳入歳出補正予算につきましては省略させていただきます。次のページの歳入歳出事項別明細書の歳出のほうからご説明申し上げます。ページ数は8ページ、9ページでございます。2款総務費、4項3目衆議院議員選挙費。衆議院議員選挙費経費963万9,000円の補正でございます。今回の衆議院選挙は12月2日告示、12月14日執行の選挙の経費でございます。以下記載している経費を補正予算と計上したものでございます。財源につきましては全額道委託金による補助金として交付をいただくということでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がございました。この件に関しまして何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑がございませんので報告第1号はこれをもって報告済みといたします。